

(2) 環境負荷の軽減（環境保全-環境負荷軽減）

<緑の役割・機能>

- 緑によってより多くの地表面が被覆されることで、地表面温度の高温度化が防止され、ヒートアイランド現象の緩和に寄与することとなります。
- 緑により二酸化炭素が吸収されることとなり、地球温暖化対策にも寄与することとなります。
- 都市の骨格を形成するようまとまった緑や、河川、オープンスペースの存在は、風の通り道を形成し、地表面温度の冷却効果を高める上で効果を発揮します。

<本市の状況>

- 3つの河川及び河川沿いの斜面緑地は、優れた自然環境を有しており、本市の都市構造上重要な緑の骨格軸として位置づけられます。
- 本市の中央部に位置する早川天神森・春日原農用地は、市街地に隣接するまとまったオープンスペースであり、地表面温度の冷却効果など都市の環境負荷の軽減に寄与しています。



緑の役割と機能

リサイクルプラザの緑のカーテン

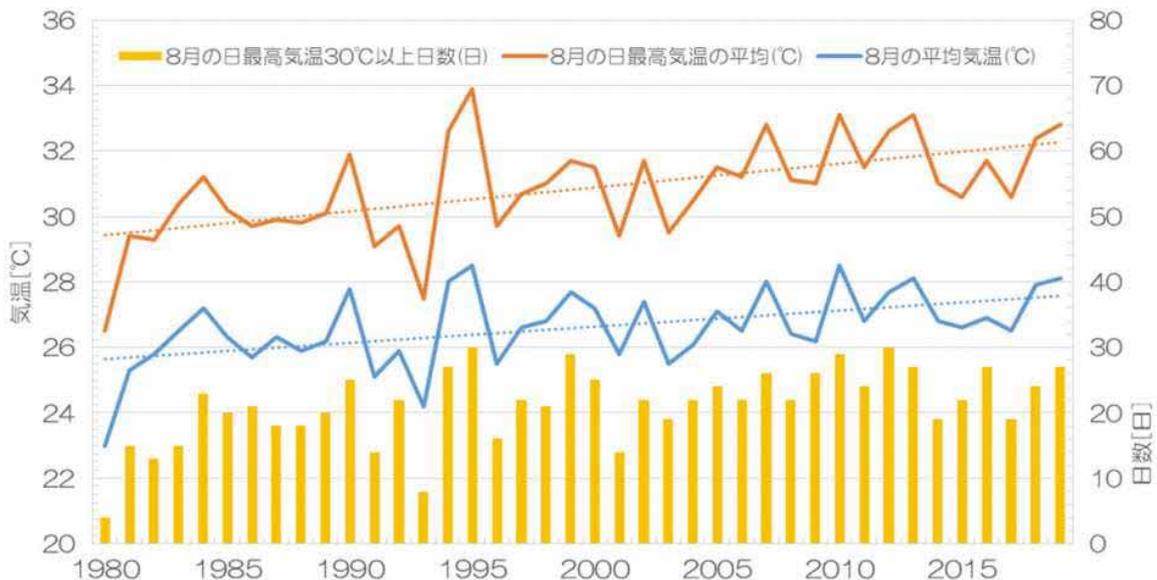
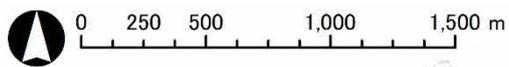


図1-9 8月の気温の状況（海老名：1980年～2019年）

出典：「過去の気象データ」（気象庁）



- 東海道新幹線
- 東名高速道路
- 主要幹線道路
- 地区幹線道路
- 幹線道路

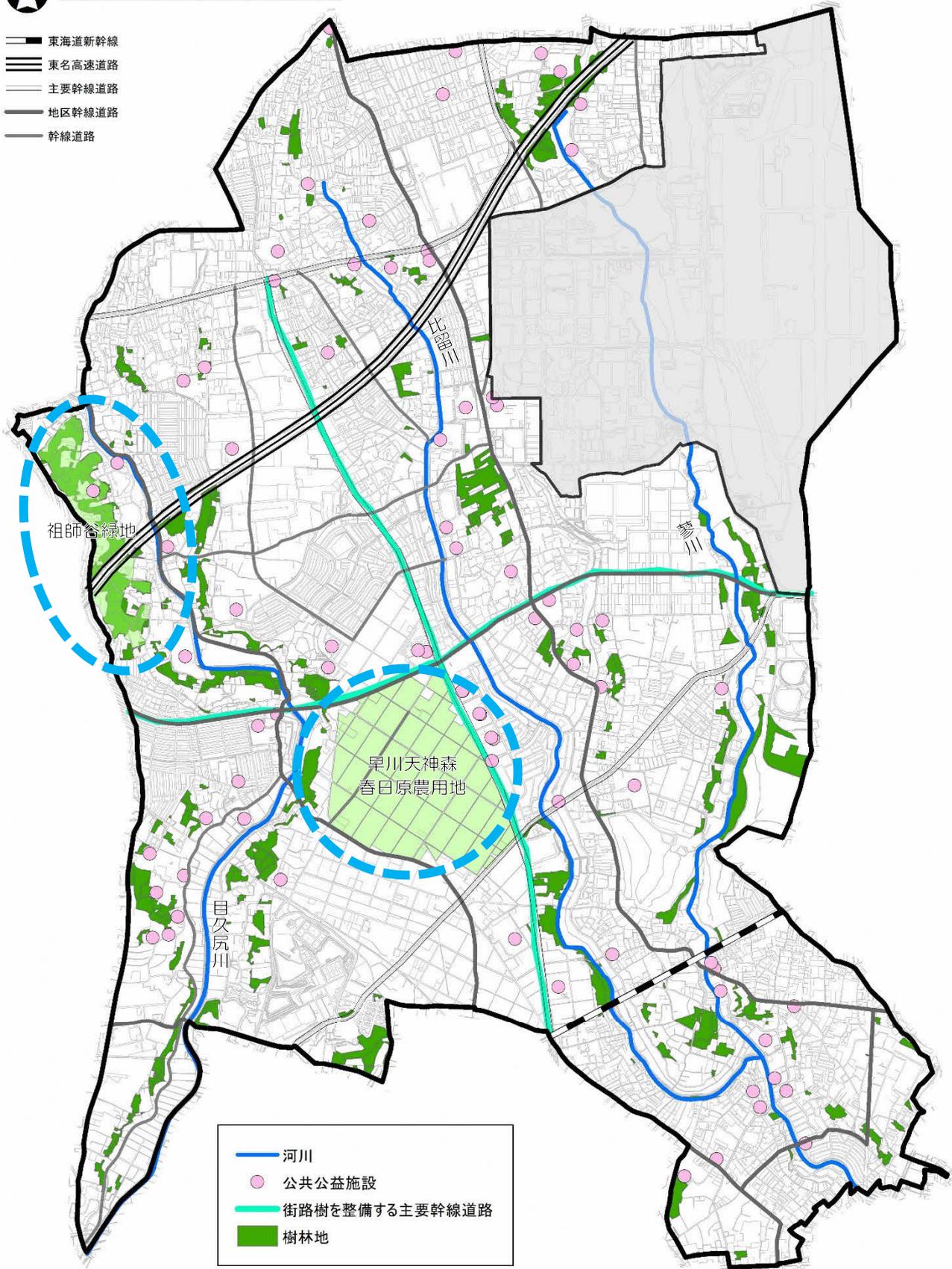


図1-10 緑のもつ役割・機能（環境負荷の軽減）

(3) 生きものの生息・生育環境の確保（環境保全-生物多様性保全）

<緑の役割・機能>

- ・緑は、生きものの生息・生育環境や生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしており、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、次世代の財産となる生物資源、自然資源を保有し、全ての生命を育む機能を有しています。

<本市の状況>

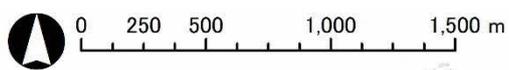
- ・目久尻川沿いには、貴重な植物群落が分布しており、タヌキやノウサギなど広い生息域を必要とするほ乳類がみられ、湧水地にはゲンジボタルも生息しています。
- ・目久尻川沿いに広がる斜面緑地は、本市の緑の骨格を形成する貴重な緑地であり、動植物の生息・生育環境となっています。
- ・蓼川、比留川をはじめとする水辺区域については、周辺の緑地も含め、市街地に潤いをもたらす空間として、また、身近な動植物の生息・生育環境として、良好な環境となっています。
- ・市内の樹林は、大きくクヌギやコナラなどの二次林と、スギやヒノキなどの人工林に区分されます。特に二次林は里山や雑木林を構成する樹林であり、人工林と比較して林内の環境が多彩であることから、生物多様性を確保する観点でも重要な環境となります。



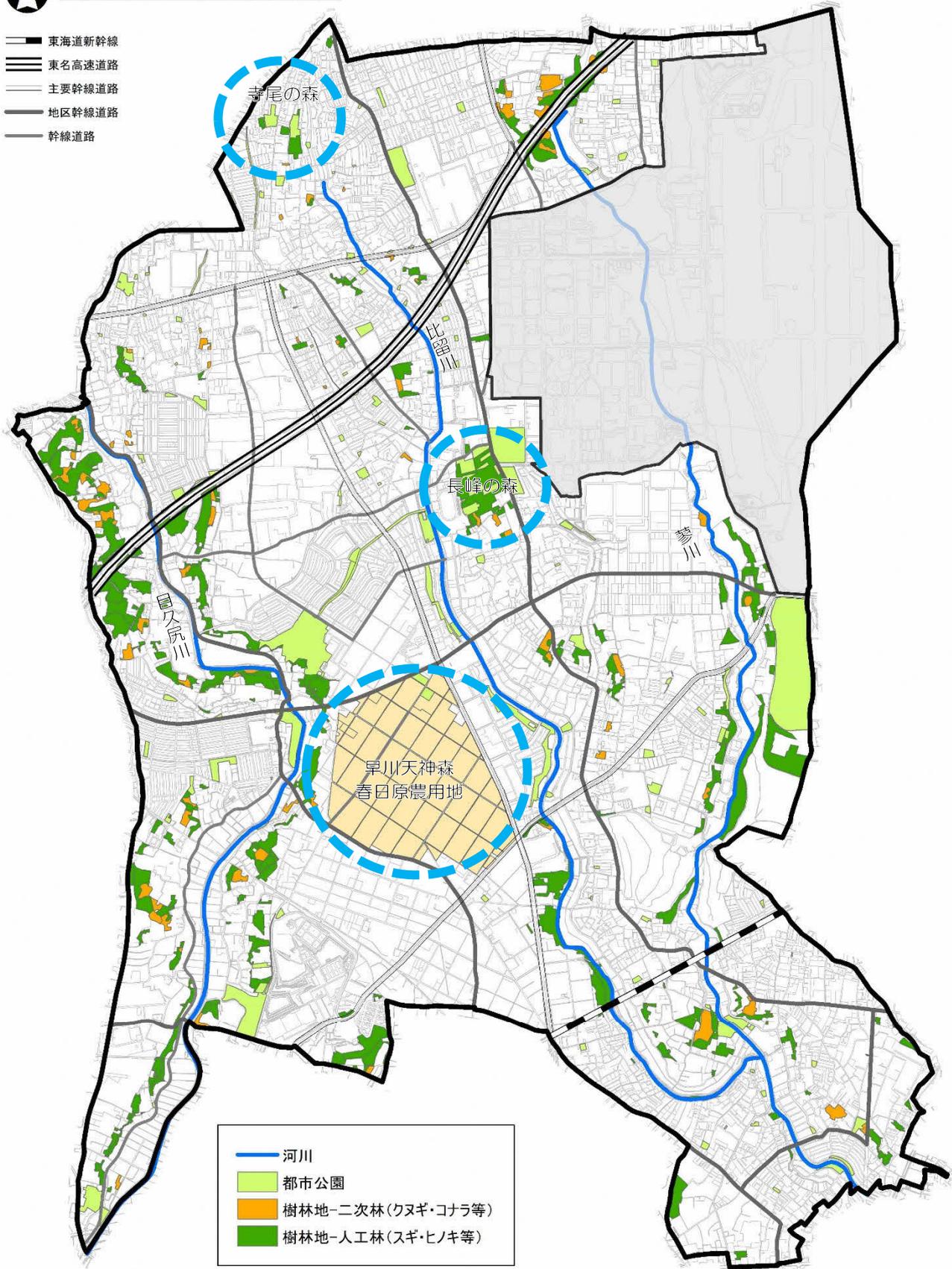
祖師谷緑地



城山公園のゲンジボタル



- 東海道新幹線
- 東名高速道路
- 主要幹線道路
- 地区幹線道路
- 幹線道路



- 河川
- 都市公園
- 樹林地-二次林(クヌギ・コナラ等)
- 樹林地-人工林(スギ・ヒノキ等)

図1-11 緑のもつ役割・機能（生きものの生息・生育環境の確保）

(4) 地域の防災性の向上（防災）

<緑の役割・機能>

- 緑は、火災時の延焼を防ぎ、避難場所・避難路などの避難空間となるとともに、救助活動などの拠点として機能するなど、都市の防災機能を向上させる機能があります。
- 市街地内の貴重なオープンスペースを計画的に保全していくことにより、災害に強い都市づくりが可能となります。
- 自然災害に対する緑の効果は、主に土砂災害、崖崩れ等に有効であると考えられます。
- また、市街地では、雨水の浸透量が減少することから、田や畑などの残された農地の活用などによる雨水浸透の必要があります。
- 人為災害に対する緑の効果は都市火災の延焼防止、大震災の延焼抑制等に有効であると考えられます。

<本市の状況>

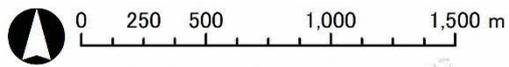
- 市内には、自然的土地利用が比較的残されておりますが、担保性のない緑地も多く存在しています。
- 一時の急速な都市化の進展は少なくなったものの、首都圏の後背圏域としての宅地需要は依然として残されており、市内の住宅化に伴い市街地のオープンスペースが減少しています。
- 人為的災害防止の観点から、市街地内の担保性の低い緑地や自然的土地利用の保全を図る一方で、延焼遮断帯としての機能や避難路としての機能向上に役立つ街路樹の整備や公園緑地における防災機能の向上の取り組みが進められています。
- また、自然的災害防止の観点から、市街地縁辺部に残された自然的土地利用の保全や河川沿いの緑地台地を縁取る斜面緑地の保全の取り組みが進められています。



市街地周辺農用地



マンホールトイレ



- 東海道新幹線
- 東名高速道路
- 主要幹線道路
- 地区幹線道路
- 幹線道路

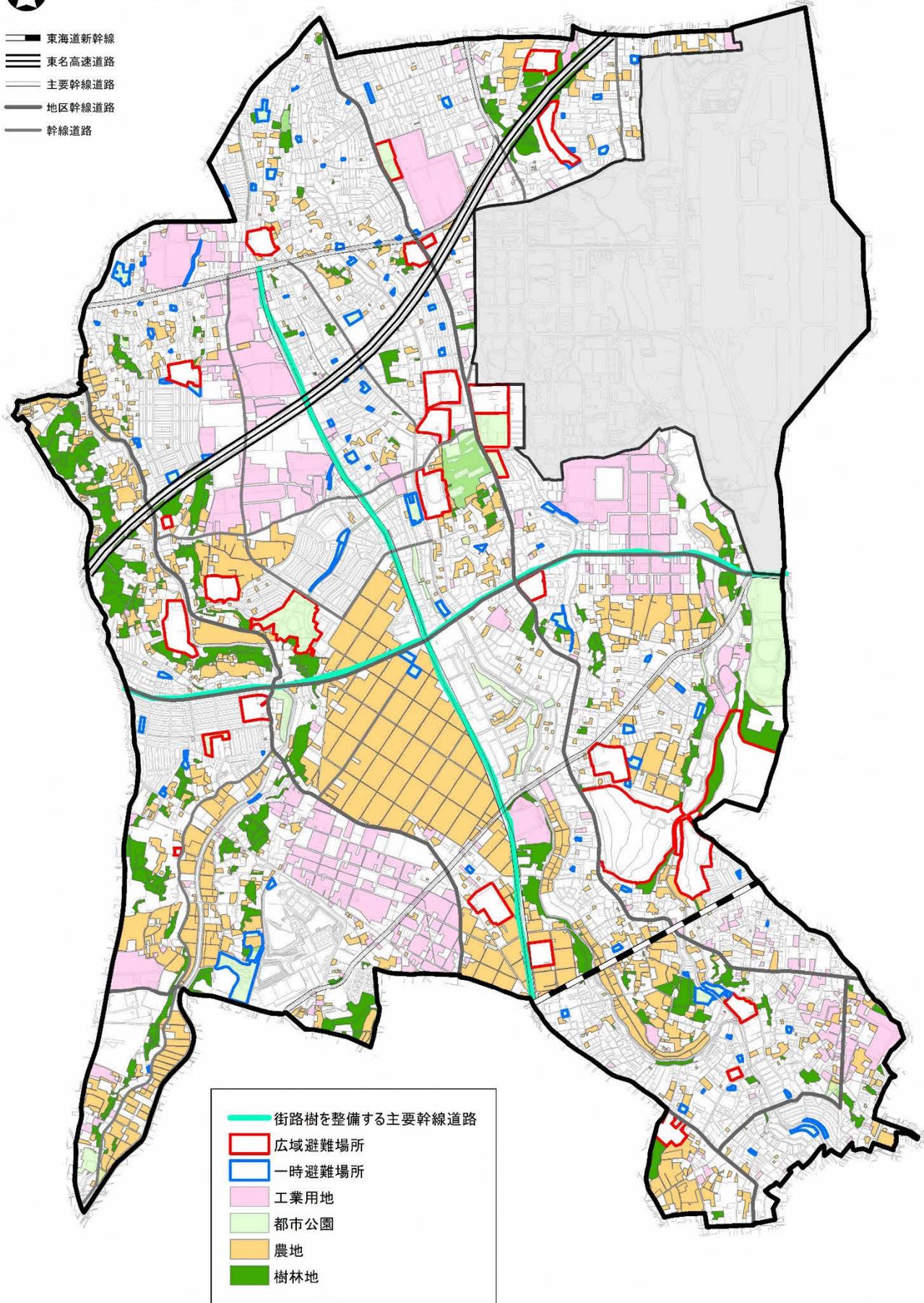


図1-12 緑のもつ役割・機能（地域の防災性の向上）

(5) 地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成（景観）

<緑の役割・機能>

- 緑は、都市や地域に固有の美しく風格ある風景・景観の基盤となります。
- また、四季の変化に富んだ多様な緑は、豊かな情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与してきました。
- さらに地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有しています。

<本市の状況>

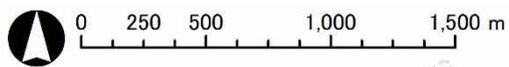
- 景観を生み出す緑は、眺望及び歴史性を醸し出すオープンスペース、史跡名勝・社寺境内地があげられます。眺望点としては、富士山などの眺望点があげられます。
- ランドマークとしての緑は、市街地での樹林地またはオープンスペースと一帯となった特徴的な公共施設や街路景観などがあげられます。また、樹齢を経ている保存樹木など地域を象徴するシンボリックな緑があげられます。
- タウンセンター地区では、街路景観とあわせ生け垣などが各戸に設置され、緑化された町並み整備が進められています。
- 本市の中央部に位置する深谷中には、保存樹木や歴史的資源と、屋敷林、社寺林が比較的まとまっており、地域固有の雰囲気や景観を醸成しています。



笠間家の銀もくせい(かながわの名木 100 選)



神崎遺跡公園



- 東海道新幹線
- 東名高速道路
- 主要幹線道路
- 地区幹線道路
- 幹線道路

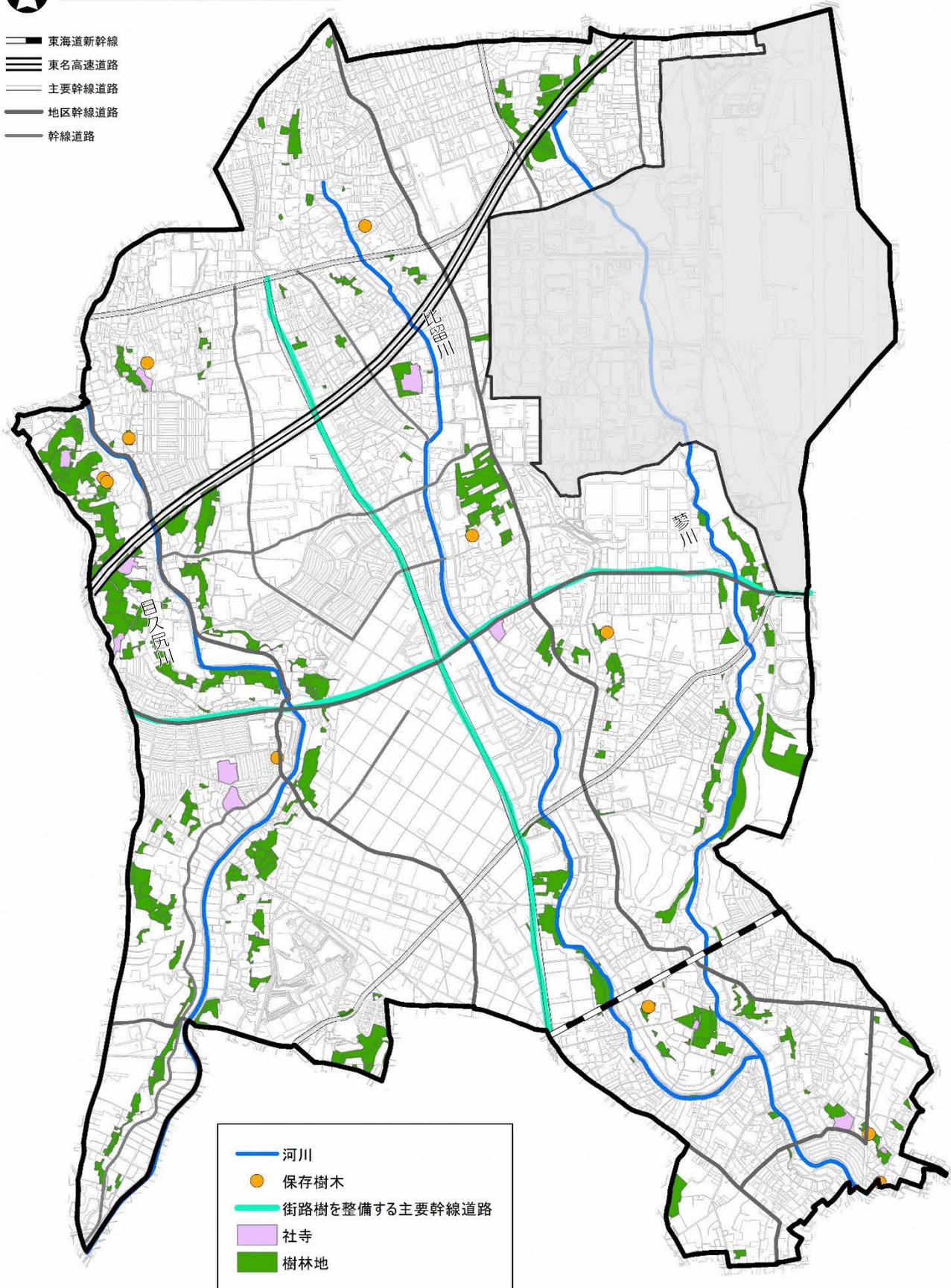


図1-13 緑のもつ役割・機能（地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成）

(6) 地域コミュニケーションの場の提供（コミュニケーション）

<緑の役割・機能>

- 市民を主体とした緑の保全・創出・育成の取り組みは、多世代の地域住民が交流することのできる貴重な機会となります。
- 地域で緑を育てることで、市民同士のつながりができ、コミュニケーションの場の形成につながります。
- また、緑に関わる市民活動を通じて、市民、事業者、市の協力関係を築くことができます。
- 自然や生きものなどについて体験を通じた学ぶ機会は、市民ひとりひとりが緑の役割や重要性を理解し、実践できる場となります。

<本市の状況>

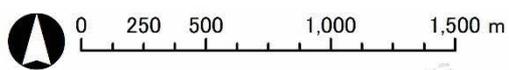
- 令和2年4月1日現在、緑地等管理団体（5団体）や公園愛護会（54団体）などの市民ボランティアの方々により、公園及び緑地の美化・維持管理活動を行っています。
- 緑地保全指定及び協定を締結し、樹木管理助成金を交付するとともに民間緑地を市民開放しています。
- 緑の普及啓発活動として、定期的に緑化啓発イベントを開催します。



公園愛護会の活動



緑化啓発イベント



- 東海道新幹線
- 東名高速道路
- 主要幹線道路
- 地区幹線道路
- 幹線道路

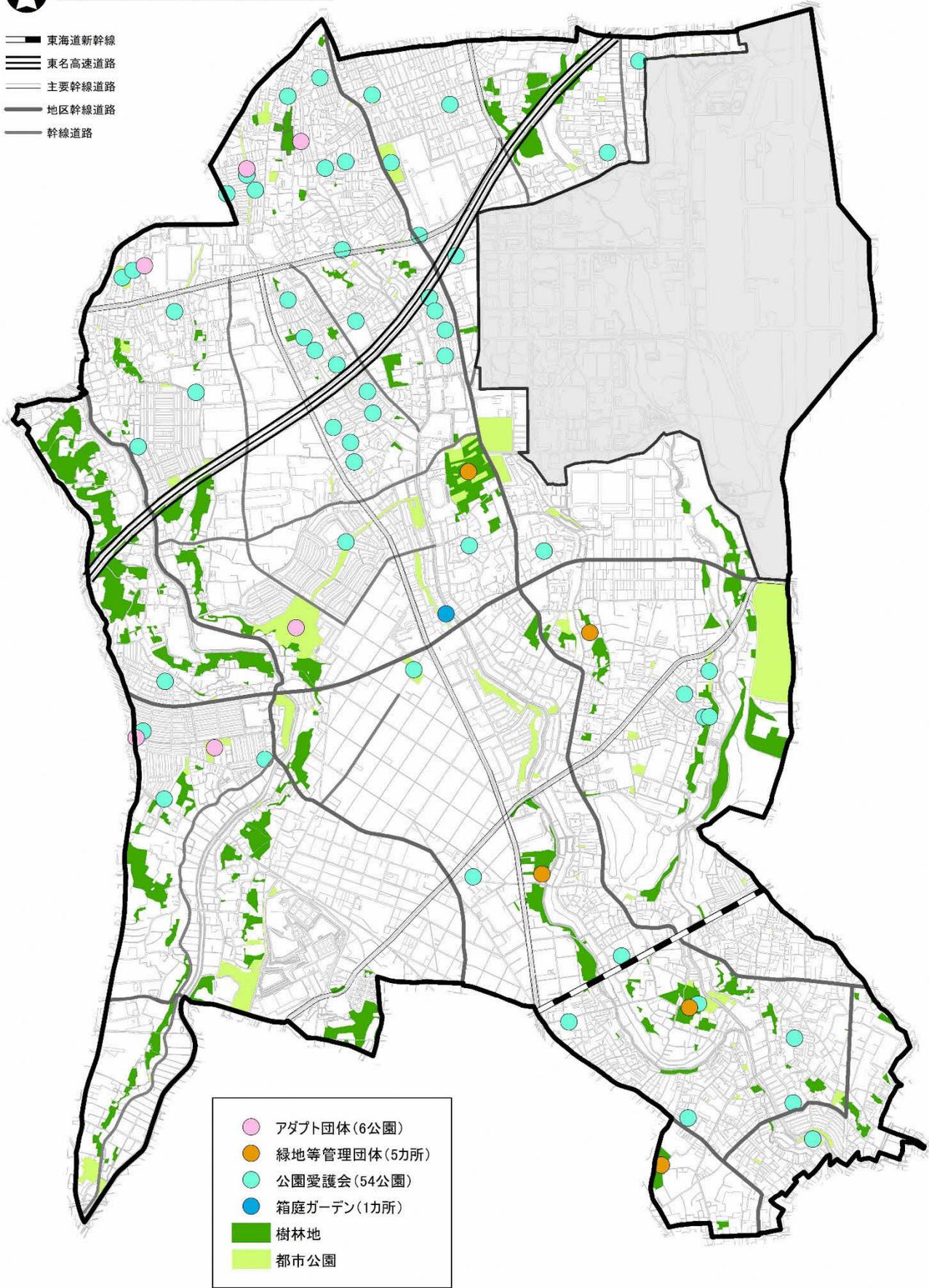


図1-14 緑のもつ役割・機能（市民コミュニケーションの場の提供）

1-2 本市の緑を取りまく現状

(1) 社会情勢の変化

計画の策定から10年が経過しましたが、今後、本市においては以下のような社会情勢の変化が想定されています。

- 人口減少及び少子高齢化の進行

本市の人口は、令和2年頃にピークを迎え、その後は穏やかな人口減少局面に入るものとみられています。また、75歳以上の高齢者の急激な増加と少子化の進行に伴い、緑づくりの担い手の減少など、様々な課題の顕在化が進むことが予想できます。

- 災害の多発による防災面のニーズの増加

地震や台風・集中豪雨といった自然災害の頻発化・甚大化などに伴い、地域の防災・減災に関するニーズは高まっています。

本市は内陸部にあり、比較的地盤も強いことから、自然災害には強い地域となっていますが、近年では想定を超える災害が国内で発生しています。

- 市民ニーズの多様化や高度化

社会の成熟化に伴い、さまざまな価値観・ライフスタイルが生まれる中で、市民ニーズの多様化・高度化が進んでいます。

- 歳入減少と歳出増加

今後、本市では社会を支える現役世代の人口が減少することで市民税が減少し、また、国からの基地関連での交付金も減少するなど、歳入が減少していく方向にあります。

一方で、歳出面では、少子高齢化に伴い医療や福祉などにかかる費用が増加し、また、老朽化が進む公共施設の更新時期が一齐に迫ってくるなど、本市の財政は厳しさを増していくものと想定できます。

- 都市公園の老朽化

本市の都市公園は設置から30年以上経過したものが現時点で約5割を占め、施設の老朽化により都市公園本来の機能不足が生じており、施設の更新や公園機能の再整備が課題となっています。

また、少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化とともに、「どこの公園も同じではおもしろくない」、「禁止事項が多く何もできない」、「もっと防犯に配慮すべき」などの声が寄せられるようになり、これまで以上に市民ニーズに細かく対応した公園のあり方が求められています。

(2) 国や県の動向

計画の策定以降、国や県では緑やオープンスペースに係る以下のような動きが見られました。

■ 都市緑地法等の一部改正（平成29年）

緑豊かなまちづくりに向けて、1人あたりの公園面積が少ない地域の存在やこれまで宅地化を前提としてきた都市農地の減少傾向などの量的課題や、公園の老朽化の進行や魅力の低下、公園の有効活用の要望などの質的課題が顕在化してきたため、民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、平成29年に関係法令の改正が行われました。

【都市緑地法】

- ・「緑の基本計画」の記載事項の拡充
（都市公園の管理の方針、農地の緑地としての政策への組み込み）
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

【都市公園法など】

- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ・都市公園に保育所などを含む「社会福祉施設」を設置可能
- ・公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- ・公園の活性化に関する協議会が設置可能

■ 生産緑地法の改正（平成29年）

これまでの「宅地化すべきもの」として位置付けられていた都市農地が、平成28年5月に閣議決定された都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」において、「都市にあるべきもの」へと大きく転換されました。これを受け、都市農地の保全・活用を図るため、平成29年5月に生産緑地法の一部が改正されました。

- ・生産緑地地区の面積要件の引き下げ（一律500m²の面積要件を、300m²を下限として市区町村が条例で引下げ可能）
- ・生産緑地地区における建築規制の緩和（地区内で直売所、農家レストラン等の設置が可能）
- ・特定生産緑地制度の創設（所有者の意向に基づいて特定生産緑地として指定が可能）

■ 「新たなステージに向けたオープンスペース政策の展開について」（平成28年）

緑の効果的な活用によって緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限に引き出すため、平成28年に「新たなステージに向けたオープンスペース政策の展開について」が示されました。

この中で、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、ストック効果の向上や民との連携の加速、都市公園の柔軟な活用などが、重視すべき観点として示されています。

■「地球温暖化対策計画」(平成28年)・「気候変動適応計画」(平成30年)

気候変動への対策として、平成28年に「地球温暖化対策計画」が策定されました。この中で、都市における緑地や農地の保全などによって熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されています。

また、平成30年に「気候変動適応計画」が策定されました。この中で、地球温暖化などの気候変動により既に生じている、または将来予測される影響の軽減を目的とした施策として、都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加を阻止するための屋上緑化や緑のカーテン設置などが挙げられています。

■「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成24年)

平成24年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。

戦略では、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける、の5つの基本戦略を設定しています。

■都市緑地法運用指針の改正(平成23年)

「緑の基本計画」に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23年に「都市緑地法運用指針」が改正されました。

この中で、生きものの生息・生育環境を改善するなどの緑地の質の向上や、緑地の適正な配置による有機的なネットワークの重要性が示されています。

■「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年）

自然災害の激甚化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進するため、令和元年に「グリーンインフラ推進戦略」が策定されました。

この中では、以下のとおり、グリーンインフラの活用を推進すべき場面が例示されています。

【グリーンインフラの活用を推進すべき場面例】

- 気候変動への対応
植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
- 投資や人材を呼び込む都市空間の形成
自然豊かで居心地が良い、魅力ある都市空間の形成による人材、企業、民間投資の呼び込みなど
- 都市空間の快適な利活用
インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に際する緑と水のネットワークの形成の推進など
- 生態系ネットワークの形成
多自然川づくりや緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境の保全など
- 豊かな生活空間の形成
公園、緑地、河川、水辺空間などを活用して人々が自然とつながりながら環境教育、レクリエーション、健康増進、景観づくり、防災対策といった多様な活動を展開する生活空間の形成など

■「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」（令和元年）

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標」に基づいて「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、令和元年に一部が改定されました。

「持続可能な開発目標」（SDGs）とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

緑のまちづくりにおいても、経済・社会・環境の3つの側面を考慮して、持続可能な取り組みを推進していく必要があります。

(3) 市民の緑と公園に対する意識

市民の緑と公園に対する意見、要望を把握し「綾瀬市緑の基本計画」の中間見直し作業に取り入れ、市政に反映させる目的で「綾瀬市の緑と公園に関するアンケート」を実施しました。調査結果の概要は以下に記載するとおりです。調査・解析結果の詳細については、資料編に掲載しました。

<アンケート調査の概要>

●目的

- 市民の緑に対する意見、要望を把握し「綾瀬市緑の基本計画」の中間見直し作業に取り入れ、市政に反映させるため。

●実施期間

- 平成31年1月28日（月）～2月25日（月）

●調査方法

- 郵送による配付・回収（自記式・無記名）及びウェブアンケートの併用

●対象者

- 市内在住の満18歳以上～70歳代までの男女 2,500名（住民基本台帳から無作為抽出）

●回収結果

- 765票（回収率：30.6%）

●設問数と主な内容

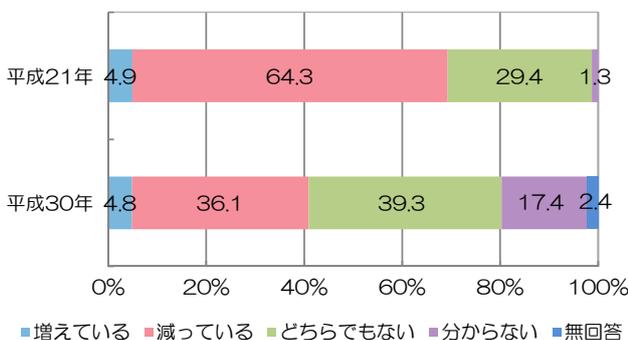
- 全20問（回答者について、市内の緑について、市内の緑化活動について、市の緑に関する取り組みについて、市内の公園の満足度について、公園の利用状況について、市内に増えるとよい公園について）
- また、平成21年度に実施したアンケート調査（綾瀬市の緑に関するアンケート）との比較を行いました。

※平成21年度の調査結果と同様の設問については、設問名の右に（比較）と記載しました。平成31年度の調査で新たに設けた設問については、設問名の右に（追加）と記載しました。

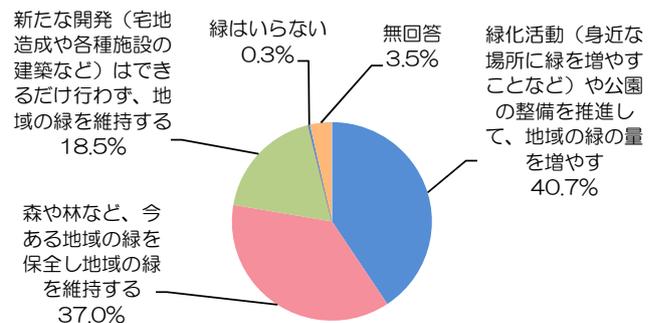
1) 市内の緑について

①市内の緑に対する満足度や要望について

- 地域の緑が「減っている」と回答した人の割合は約4割であり、約6割が回答した平成21年度よりもその割合は低下していました。
- 地域の緑に対して「緑化活動や公園の整備を推進して、地域の緑の量を増やす」と「森や林など、今ある地域の緑を保全し地域の緑を維持する」と回答した市民は、それぞれ約4割でした。

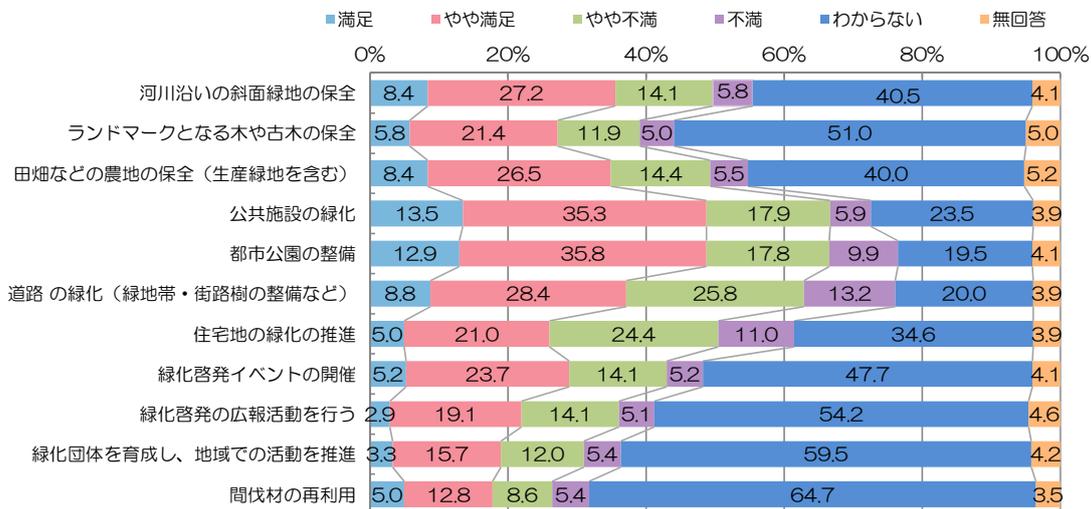


問 地域の緑の量について（比較）



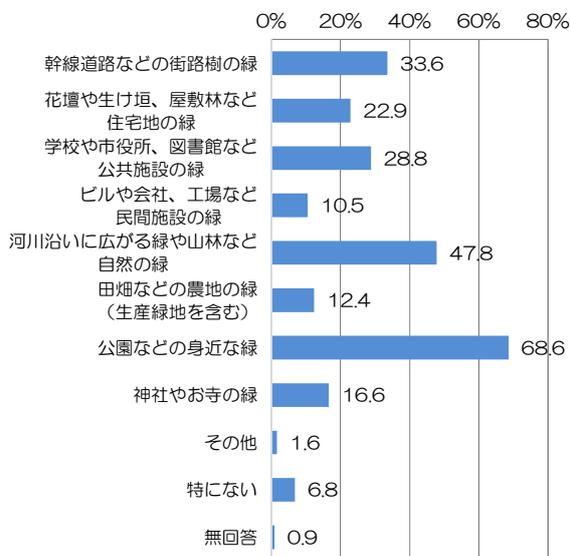
問 今後の地域の緑の量について（追加）

• 市の取り組みのうち、「公共施設の緑化」や「都市公園の整備」については、それぞれ約5割の市民が満足・やや満足と回答しており、相対的に満足度が高い結果でした。一方で、「道路の緑化」や「住宅地の緑化の推進」については、約4割の市民が「やや不満・不満」と回答しており、相対的に不満足度が高い結果でした。また、「間伐材の再利用」や「緑化団体を育成し、地域での活動を推進」などの一部の取り組みについては、「わからない」と回答した市民が5割を超えており、特に、普及啓発に係る取り組みの認知度が低いことが推測されます。

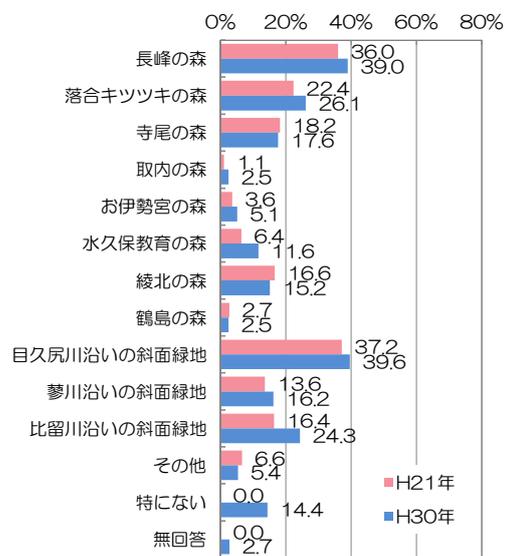


問 市による緑を守り・増やす取り組みへの満足度（追加）

• 今後、充実させてほしい緑として「公園などの身近な緑」が約7割で最も多く、次いで「河川沿いに広がる緑や山林などの自然の緑」が約5割でした。
 • 今後、市内で残していきたい緑としては、「目久尻川沿いの斜面緑地」や「長峰の森」と回答した市民の割合が高く、これは平成21年度とほぼ同様の傾向でした。



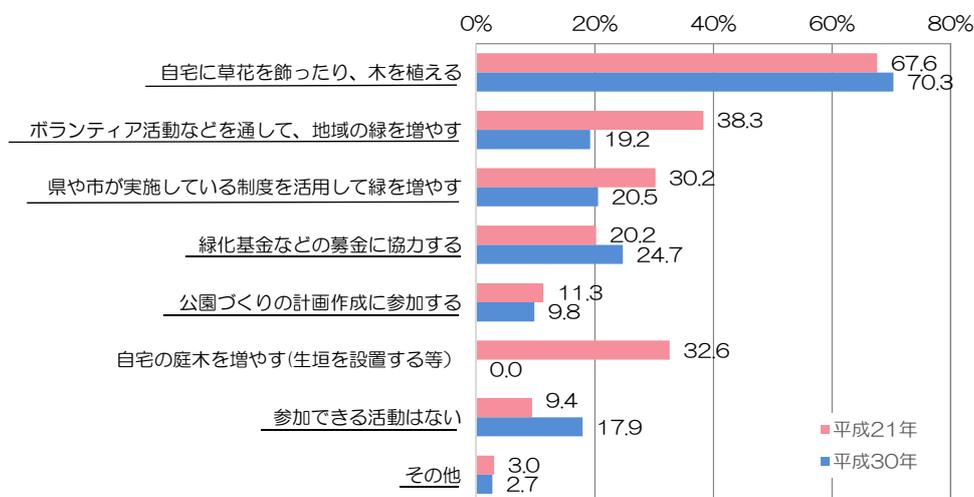
問 今後、充実させてほしい緑（追加）



問 今後残していきたい緑について（比較）

②市内における緑に関する活動（緑化活動）について

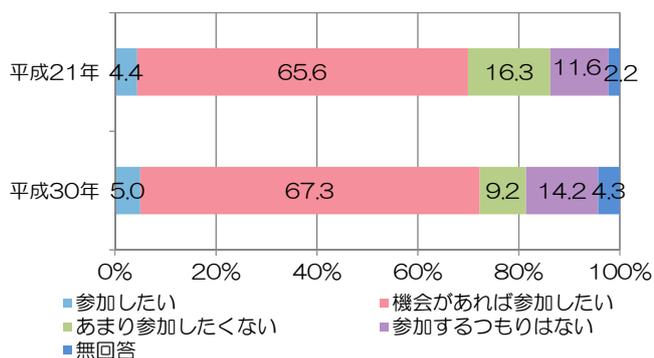
- 市内の緑を増やすために既に取り組んでいる、または取り組みそうな取り組みとして「自宅に草花を飾ったり、木を植える」と回答した市民は、約7割で最も多く、この傾向は平成21年度と同様でした。



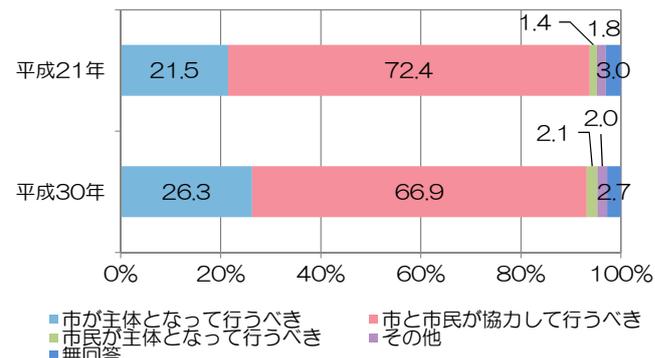
※平成21年と平成30年で共通する選択肢には下線を付した。

問 参加できる緑化活動について（比較）

- これからも緑を増やす活動に参加したいと回答した市民の割合は、約7割で、この傾向は平成21年度と同様でした。
- 市内の緑を守ったり、増やすための取り組みは誰が担うべきかという質問に対しては、市と市民が協力して行うべきとの回答が約7割でした。



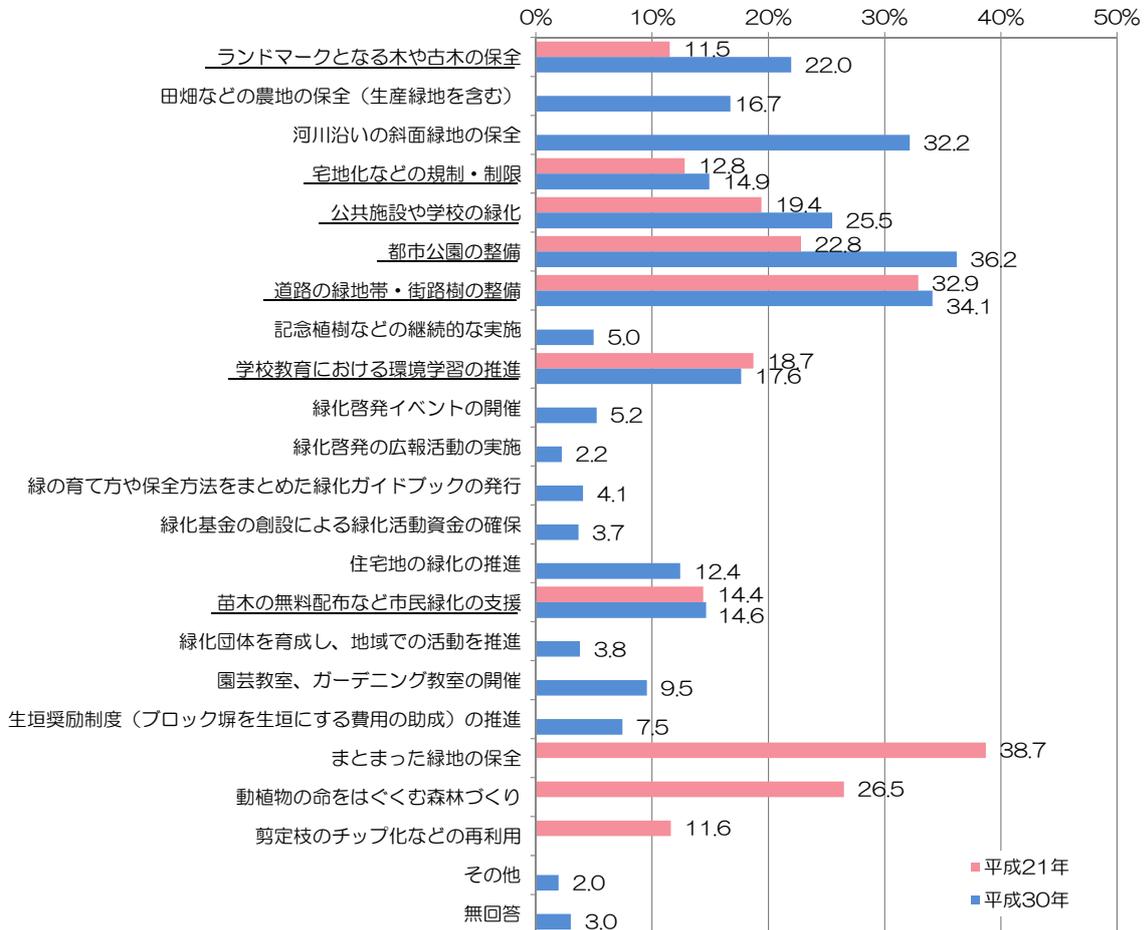
問 緑化活動への参加について（比較）



問 緑の管理について（比較）

③市の緑に関する取り組みについて

- 今後、綾瀬市が重点的に行うべき施策として、「都市公園の整備」が約4割で最も多い結果でした。これは、平成21年度と比較して、約2割の増加でした。
- 「道路の緑地帯・街路樹の整備」は、平成30年と平成21年でともに約3割の市民が回答しており、比較的多くの市民が取り組みを要望していることが伺えます。



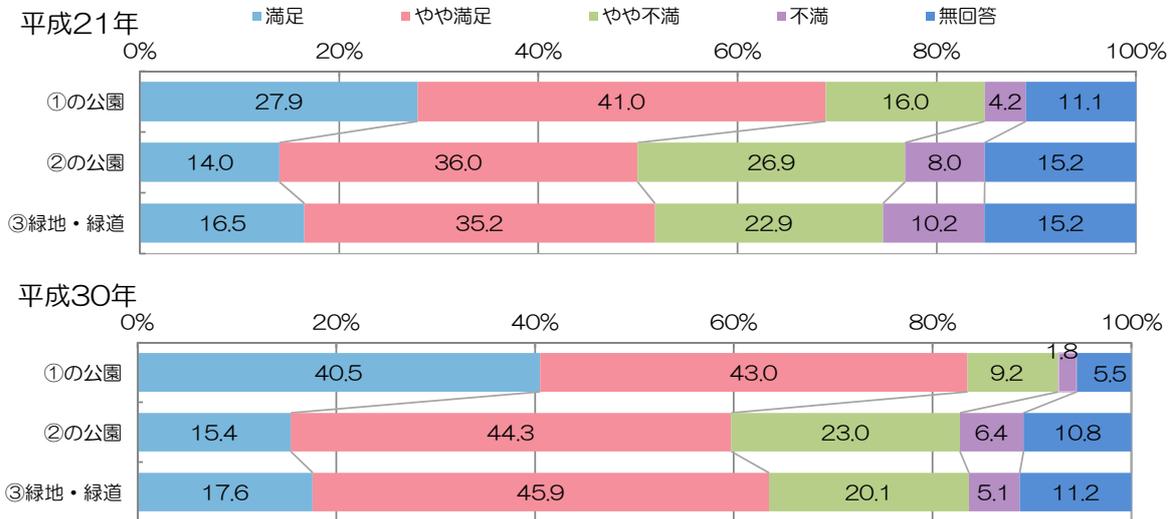
※平成21年と平成30年で共通する選択肢には下線を付した。

問 緑を確保するための取り組みについて（比較）

2) 市内の公園について

①市内の公園の満足度について

- 市内の公園の満足度については、調査を行った3種類の公園の全てで、平成21年度よりも満足度が増加していました。
- 特に、市を代表する比較的面積の大きい公園（光綾公園や城山公園などの地区公園、近隣公園）の満足度が高い傾向がありました。



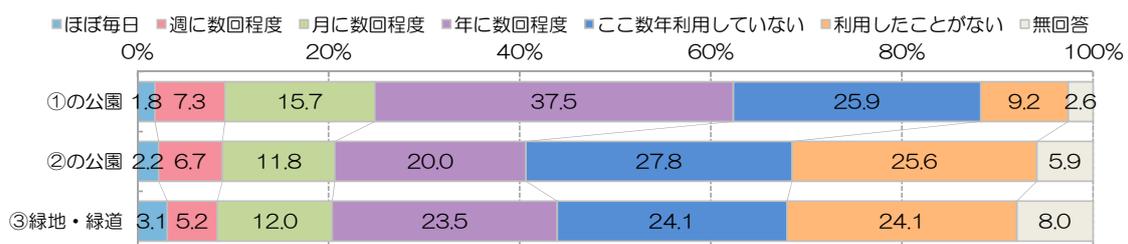
問 公園の満足度について（比較）（上：平成21年、下：平成30年）

※「①の公園」：市を代表する比較的面積の広い公園（地区公園、近隣公園など）

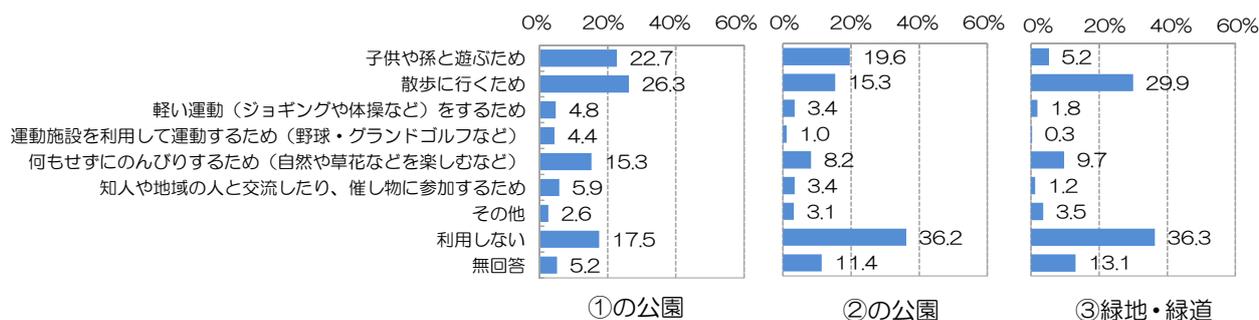
「②の公園」：家から近い比較的面積の小さな公園（街区公園）

②公園の利用状況について

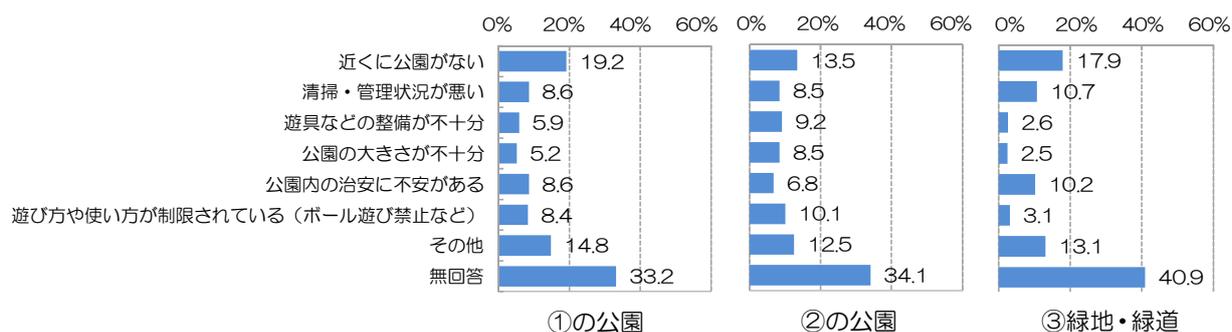
- 調査を行った3種類の公園の全てで、利用頻度が「年に数回程度」、「ここ数年利用していない」、「利用したことがない」と回答した人の割合が約7割を超えており、公園に対する満足度は増加している一方で、利用頻度はあまり高くない現状が伺えます。
- 公園利用の主な目的については、3種類の公園の全てで、「利用しない」を除くと、「子供や孫と遊ぶため」及び「散歩にいくため」、「何もせずのんびりする（自然や草花などを楽しむ）」と回答した人の割合が高い傾向が見られました。
- 公園利用の不満については、3種類の公園の全てで、「近くに公園がない」ことを不満とする人の割合が最も高い結果でした。街区公園については、特に30歳代・40歳代において、「遊び方や使い方が制限されている」ことや「遊具などの整備が不十分」であることへの不満が多い傾向が見られました。（詳細は資料編に掲載）



問 市内の公園の利用頻度について（追加）



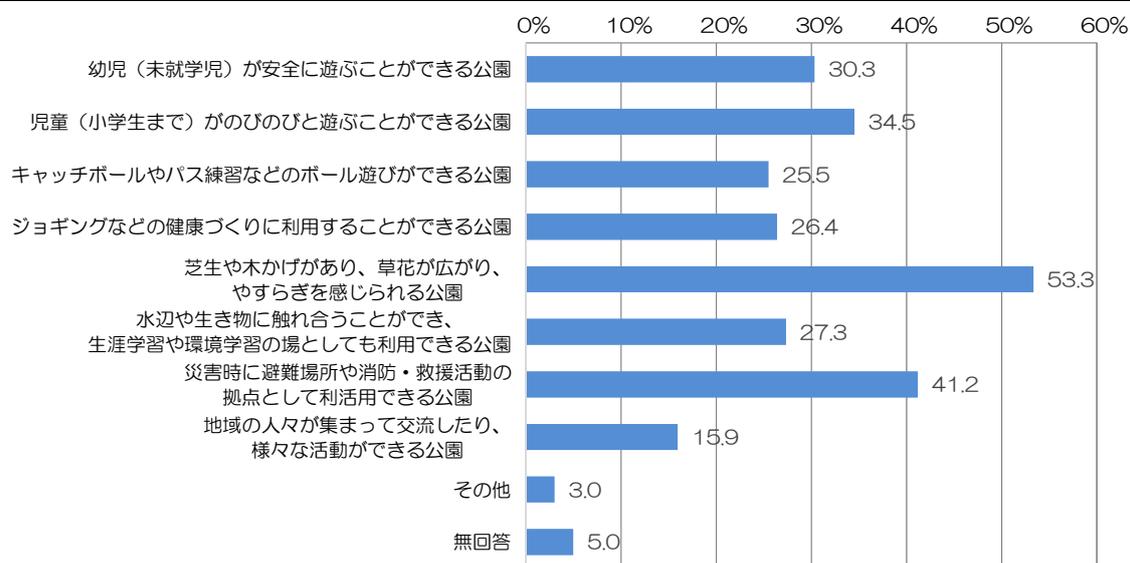
問 公園利用の主な目的について（追加）



問 公園利用の不満について（追加）

③市内に増えるとよい公園について

- 市内に増えるとよい公園として、「芝生や木かげがあり、草花が広がり、やすらぎを感じられる公園」と回答した人の割合が約5割で最も高い結果でした。次いで、「災害時に避難場所や消防・救援活動の拠点として活用できる公園」と回答した人の割合が約4割と高く、昨今の災害の増加に伴い、市民の防災意識が高まっている傾向が伺えます。
- 年齢別に解析すると、20歳代・30歳代では「幼児（未就学児）が安全に遊ぶことができる公園」の割合が最も高い一方、40歳代以降では、「芝生や木かげがあり、草花が広がり、安らぎを感じられる公園」の割合が最も高く、年代によって公園に求めているものが異なると考えられます。（詳細は資料編に掲載）



問 市内に増えるとよい公園について（追加）

1-3 施策の実施状況

- ・現行計画に記載の57の個別施策のうち、「綾瀬スポーツ公園の整備」や「景観コンクール等による緑の景観の保全」、「富士山に見える景観など、綾瀬を代表する景観の確保」は取り組みが完了しました。
- ・未実施の施策については、取り組みの必要性を含む、今後の対応を検討します。
- ・多くの施策は、今後も継続した取り組みを行うこととします。
- ・継続して実施する必要がある多くの施策における課題として、取り組みの実施や公園等の維持管理のための費用の確保、参加者の高齢化、土地の担保性の確保などが挙げられました。

表1-3 施策の実施状況

基本方針	施策の方向	No.	個別施策	事業主体	進捗状況
(1) 緑による 快適な生活 環境、自然 とのふれあ いの場の 形成	①都市公園の 整備・充実	1	綾瀬スポーツ公園の整備	市	◎
		2	街区公園などの身近なレクリエーション施設の整備・充実	市	□
		3	広域的レクリエーション施設の整備・充実	市	□
		4	総合公園としての城山公園の整備	市	▲
		5	公園の緑のイメージアップ事業	市	□
	②住宅地の緑化推進	6	緑化モデル地区事業	市	□
		7	民有地緑地への補助事業	市	□
		8	緑化地域制度の導入	市	▲
		9	地区計画制度による緑化の指定	市	▲
	③公共公益施設の 緑化	10	壁面緑化、樹木植栽等による環境貢献	市	□
	④河川の緑化	11	3河川を基軸とした水と緑のネットワークづくり	市	□
		12	親水護岸の整備とホテル護岸等の整備による緑化(蓼川)	県・市	□
		13	河川沿いの植栽ブロック等による緑化の検討(目久尻川)	県・市	□
	⑤緑の景観形成	14	美観を考慮した街路樹の整備	県・市	□
		15	接道緑化の推進	市	□
		16	景観コンクール等による緑の景観の保全	市	◎
	⑥ふれあいの場の 形成	17	自然に親しむ環境教育の場づくり	協働	□
18		親子ふれあい農業体験、農地と市民の交流の推進	協働	□	
19		農地内の散策路やサイクリングコースの設定	市	□	
(2) 緑による 環境負荷 軽減への 寄与	①ヒートアイランド 現象の緩和	20	道路緑化事業の推進	県・市	□
		21	大規模なオープンスペースの確保	県・市	□
		22	河川沿いの緑化	市	□
		23	市街地の緑地形成	市	□
	②民間敷地緑化の 推進	24	大規模民間敷地内緑化の推進	市	□
		25	駐車場の緑化基準の創設	市	▲
	③建物施設の 緑化推進	26	公共公益施設、民間施設建物緑化の推進	市	□

※進捗状況について

◎：完了、□：継続、▲：未実施

基本方針	施策の方向	No.	個別施策	事業主体	進捗状況
(3) 緑による 野生生物の 生息・生育 環境の確保	①ビオトープネット ワークの形成	27	河川緑化事業	県・市	□
		28	ビオトープを念頭においた都市公園の整備	市	□
		29	風土に適した樹種を用いた緑化の推進	市	□
		30	祖師谷緑地の保全	県・市	▲
	②生き物の生息環境 保全	31	優れた環境の緑地の確保	市	□
		32	早川天神森・春日原農用地の保全	市	□
(4) 緑による 地域の 防災性の 向上	①農地の多面的機能 の保全	33	生産緑地地区の保全	県・市	□
		②公園施設の 防災機能向上	34	都市公園等の外周部への耐火性のある樹木の植栽	市
	35		防災・防犯を兼ね備えた施設の整備	市	□
	③市街地の 防災機能向上	36	工場地における耐火性のある樹種による敷地境界部の 樹林化要請	協働	▲
		37	市街地内オープンスペースの確保の検討	市	□
		38	延焼遮断帯としての機能の拡充	県・市	□
		39	避難路の機能向上	市	□
(5) 緑による 地域固有 の風景・景 観、歴史・ 風土・文化 の形成	①歴史・景観資源の 保全	40	保存樹木の指定	市	□
		41	歴史資源と一体となった社寺林の保全と景観形成	市	□
		42	里山再生と持続可能な森づくり	協働	□
		43	富士山に見える景観など、綾瀬を代表する景観の確保	協働	◎
	②ネットワークの 構築	44	河川沿いの花の名所づくり	協働	□
45		地域資源を巡るネットワークの環境整備	協働	□	
(6) 緑に対する 意識の 普及啓発と 持続可能な 環境づくり	①PR・情報提供の 充実	46	市民、団体の表彰制度	市	□
		47	グリーンバンク制度の実施による樹木の有効利用	協働	▲
		48	市内の自然や緑に関する情報の提供	市	□
		49	緑化手法や緑の管理方法に関する緑化ガイドマニュアルの作成	協働	▲
		50	緑の普及啓発活動の促進	市	□
	②市民参加の促進	51	緑化団体、公園愛護会の育成と拡充	市	□
		52	緑のボランティア制度、グリーンモニター制度の検討	協働	▲
		53	市民が参加できる緑化コンクールの実施	市	□
		54	「綾瀬市みどりのまちづくり基金」の充実	市	□
		55	活動機会の提供と交流促進	市	□
③資源の活用	56	持続可能な活動支援	協働	□	
	57	ウッドチップなどの資源材の活用	市	□	

※進捗状況について

◎：完了、□：継続、▲：未実施

1-4 課題の整理

(1) レクリエーション機能からみた課題

視点：自然や土とのふれあいの場、スポーツ・屋外レクリエーションの場、日常圏におけるレクリエーションの場、広域圏におけるレクリエーションの場、レクリエーション機能を持った緑地等の視点

1) 人口構成の変化への対応

市内には様々な日常圏や広域圏のレクリエーション需要に対応する様々な公園が整備されており、地域の自然環境と相まって市民の憩いの場として利用されています。

特に街区公園などの身近なレクリエーション施設の整備水準は高い状況にありますが、都市公園の整備に対する市民の要望も高まっており、今後も子育て世代、高齢世代など本市の人口構成の変化に対応した施設の充実などが求められます。

2) 自然とふれあう場の提供

河川沿いの樹林地では、自然環境の保全を第一としつつ、散策路の整備や体験学習の場としての活用など、水辺を活用した豊かな自然を身近に感じられるような環境整備を進めていく必要があります。

3) ネットワークの形成

社寺や屋敷林、保存樹木など歴史性に富む緑地と、骨格となる3河川や街路樹で構成される緑の軸を連携させ、一体化する水と緑のネットワークを構築していくことで、地域に根ざした質の高い緑の都市づくりを進めていく必要があります。

4) 公園の再整備による機能の充実

計画の策定当初と比較して、公園利用への満足度は増加している一方で、利用頻度は、種別を問わず低い状況になっています。また、利用者の年代によって公園に求める役割・機能が異なることから、公園の再整備の検討・実施をとおして、公園利用の促進に向けた機能の充実を図る必要があります。

特に、公園は子どもたちの身近なレクリエーションの場としての整備が求められますが、遊具の整備不足を解消し、公園ごとの使い方を工夫する必要があります。また、高齢者が安心して利用することのできる公園施設としては、健康遊具の設置や整備などを検討していく必要があります。

(2) 環境保全機能（環境負荷軽減、生物多様性）からみた課題

視点：都市の環境の骨格の形成、優れた自然環境、優れた歴史的風土、快適な生活環境、優れた農林業地、自然との共生、都市環境負荷の軽減等の環境保全の視点

1) 河川沿いの斜面緑地など優れた自然の保全

3つの河川及び河川沿いの斜面緑地は、優れた自然環境を有しており、本市の都市構造上重要な緑の骨格軸として位置づけることができます。

目久尻川沿いに広がる斜面緑地は、本市の骨格を形成する貴重な緑地であることから、法的担保性の拡大も含め、今後とも積極的に緑地保全に関わる対策を検討していく必要があります。

蓼川、比留川をはじめとする水辺区域については、周辺の緑地も含め、市街地に潤いももたらず空間として、また、身近な動植物の生息域として、良好な環境を維持・保全し、自然との共生を進め、生物多様性を形成していく必要があります。

2) 農地保全と連携した緑地の保全

本市中央部に位置する早川天神森・春日原農用地は、本市の緑地を支える重要な要素であることから、市街化の進展を考慮しつつ、農業施策との連携による保全・活用に向けた方策を検討していく必要があります。

3) 市街地内の緑地保全

市内には、生産緑地や、屋敷林、社寺境内地などが点在しており、地域の歴史性や風土を感じさせる多面的な機能を有しています。生産緑地は、農業生産のみならず、環境保全に寄与することからも、良好な都市環境を形成する上で維持していく必要があります。屋敷林など担保性の低い緑地については、その重要度を見極めつつ条例による緑地の保全を図り、地域性を醸成する緑として積極的な保全策を検討していく必要があります。

4) 身近な緑の充実

市街地における道路や住宅地、工業地などの身近な緑についての満足度が低く、これらの緑は、連続性ある緑（緑のネットワーク）を構築することにより、生物の生息環境の創出にもつながることから、今後充実させていく必要があります。

5) 生きものの生息・生育空間の保全

動植物の生息・生育空間として、長峰の森や目久尻川沿いの斜面緑地などの樹林地、河川緑地の保全が必要とされており、環境保全に配慮した河川整備や、緑地保全指定及び協定などにより自然の樹林地を保全する必要があります。

(3) 防災機能からみた課題

視点：自然災害の危険防止、人為災害の危険防止、避難、多様な防災活動拠点の確保等の視点

1) 市街地内の防災性の向上

一時の急速な都市化の進展はなくなったものの、首都圏の後背圏域としての宅地需要は依然として残されており、今後の都市整備と緑地保全を計画的な観点で進めていく必要があります。

市内には、自然的土地利用が比較的残されており、担保性の無い緑地も多く存在しています。防災の観点からは、市街地内の貴重なオープンスペースを計画的に保全していくことにより災害に強い都市づくりが可能となります。

市内には、大規模な工場周辺の植栽地、民間敷地の植栽地などが点在しており、火災の延焼遮断の役割を果たしています。市街地の密度や防災機能を有する都市公園の配置状況を考慮の上で、適宜、民間敷地の植栽地の担保性向上を検討していくことが求められます。

また、都市公園は、広域避難場所や一時避難場所に指定されている公園も多く、市民意識調査においても、「災害時に避難場所や消防・救援活動の拠点として活用できる公園」と回答した人の割合が高いことから、これらの公園については、防災機能の向上を図る必要があります。

市内学校施設は避難所に指定されていることから、敷地内の緑化を含め防災機能の向上を図る必要があります。

2) 避難路や延焼遮断帯としての機能を持つ街路樹の整備

街路樹は、災害時における避難路としての安全確保に重要な役割をはたすとともに、延焼遮断帯等としての機能も有することから、一時避難場所、広域避難場所へとつながる都市計画道路を中心に、緑のネットワークを構築していく必要があります。

3) 集中豪雨等に備えた緑地・農地の保全

自然的災害防止の観点からは、市街地縁辺部に残された自然的土地利用の保全や河川沿いの緑地の保全を行う必要があります。

(4) 景観機能からみた課題

視点：都市や地区を代表し、特徴づけ、快適性を提供する景観を保全・創出するための視点

1) 歴史風土を醸成する景観の形成

本市の景観は、富士山や丹沢山系を一望できる環境を有しています。特に、東西、南北に走る都市計画道路からは、農地と川沿いの斜面緑地とともに、遠方まで見渡せる景観が形成されていることから、現在の街路景観とともに、本市を特徴づけ、市民の心の風景となる緑地として保全を図っていく必要があります。

また、市内に点在する社寺と一体となった緑や屋敷林の緑については、地域固有の風土を醸成する貴重な緑であり、市民に潤いと安らぎ、ふるさと意識といったものを感じさせる緑であることから、将来にわたりこれらを維持していくための保全方策を検討する必要があります。

2) 住宅地整備に合わせた緑化の推進

新たな住宅地の整備にあたっては、より一層の緑化推進を図るため、地区計画制度を活用した緑化率の最低限度を定めることなどについて検討することが求められます。

3) 農地景観の保全

早川天神森・春日原農用地区域においては、本市を特徴づける景観形成要素の一つであることから、都市整備や農業施策との調整を図りつつ、農地景観の保全を図る必要があります。

4) 市街地の景観の充実

本市には、富士山や大山を眺めることのできる眺望ポイントが数多くあり、市役所周辺をはじめとして優れた景観が形成されています。

一方で市街地の景観については、道路や住宅地、工業地などの身近な緑についての満足度が低くなっており、これらの緑は、普段の生活で目にする緑の景観形成の要素となっていることから、今後充実させていく必要があります。

(5) コミュニケーション機能からみた課題

視点：多世代の地域住民の交流の場としての視点

1) 参加者の高齢化と会員の減少

これまでの市民参加は主に緑地愛護会及び公園愛護会によって担われてきましたが、これらの団体は会員の高齢化や新規会員が加入しないこと等により、会員の数が増加傾向にあり、会員の増加や新たなボランティア団体を構築することが難しくなっていることから、参加者を増やすための取り組みを行う必要があります。

2) 普及啓発活動の強化

緑の関わりを促進するためには、市内の公園や緑地、指定樹木、既存の調査等によって把握した生きものの分布状況などを、市民に分かりやすく示していく必要がありますが、市民意識調査では、市による緑を守り・増やす取り組みのうち、普及啓発に係る取り組みの認知度が低い結果となっており、普及啓発活動を強化する必要があります。

1-5 中間見直しの視点

本章における、本市の緑の概況の整理をとおして、緑被の減少の傾向や市民意識の変化、関連法などの改正など、計画策定時から市の緑を取りまく状況が変化していることが分かります。また、施策の実施状況などから、現行計画の課題も明らかとなりました。

これらの変化を踏まえ、主に以下の視点から、計画の中間見直しを行いました。

【視点1】緑の保全・創出・育成に係る取り組みの継続

緑が減少する傾向が継続している現状において、引き続き、市内の緑の保全・創出・育成に取り組めます。

【視点2】緑の“質”の向上の観点の導入

社会情勢の変化等を踏まえ、「緑の“量”の確保」だけでなく「緑の“質”の向上」も目指し、施策に反映します。

【視点3】計画の目標水準の見直し

現行計画で掲げる目標水準と中間見直し時点での整備実績とのかい離が大きいことから、今後の社会情勢等も踏まえて、計画期間中に達成が見込まれる現実的な目標を設定します。

【視点4】担い手確保の強化

会員の高齢化等に伴い、将来的な維持管理の担い手不足が大きな課題となっていることから、幅広い世代への情報発信の強化や生涯学習の支援等、活動のすそ野を広げるための取り組みを促進します。

【視点5】個別施策の実施プロセス等の整理

現行計画では、各個別施策を展開する上で「優先的に実施する施策」を設定しておりましたが、実現が困難な施策もありました。個別施策の見直し・再整理に併せて、「優先的に実施する施策」及び「展開時期」についての記載は廃止します。

この見直しに伴い、実現に向けた実施プロセスを構築するなど、新たな検討を行い、施策の実現に向けて計画を修正します。

【視点6】計画のわかりやすさの向上

様々な主体が緑の保全・創出・育成に取り組めるよう、市民にとって分かりやすい計画とするため、計画の構成やレイアウトを見直し、読みやすく、興味を持ってもらえるような計画とします。